

令和4年 第II回 短答式試験

解答解説・財務会計論

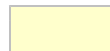
問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6	問題 7	問題 8	問題 9	問題10
2	3	1	2	2	4	4	1	4	6
問題11	問題12	問題13	問題14	問題15	問題16	問題17	問題18	問題19	問題20
4	5	6	1	5	2	6	1	3	4
問題21	問題22	問題23	問題24	問題25	問題26	問題27	問題28		
5	6	3	2	4	2	2	2		

必ず得点したい問題



(解説では問題番号に *** を付しています。)

50%の正答率を確保したい問題



(解説では問題番号に ** を付しています。)

得点できなくてもよい問題



(解説では問題番号に * を付しています。)

想定合格ライン： 146点/200点

$$\textcircled{8}\text{点} \times 13 + \textcircled{8}\text{点} \times 5 \times 50\% + \textcircled{4}\text{点} \times 5 + \textcircled{4}\text{点} \times 1 \times 50\% = 146\text{点}$$

本試験、お疲れ様でした。

問題構成は、理論9問、計算は個別問題が13問、総合問題が6問で、前回と同じでした。

高い正答率が求められる問題は、理論7問、個別問題6問、総合問題5問です。連結の総合問題がタイムテーブルだけで完答できる内容だったため、普段より個別問題に多くの時間を投入できたはずです。

想定合格ラインがやや高めの設定になっていますが、普段の成績がしっかりと反映されるちょうど良い難易度だったと思います。

問題 1 重要性***

会計主体論に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(8点)

ア 企業を出資者の集合体であるとみて、出資者の観点から会計上の判断や財務諸表の作成を行うという考え方を資本主理論という。資本主理論に依拠すれば、資本助成の目的で交付された国庫補助金は出資者以外の者から提供されたものであることから、利益として扱われる。

イ 企業を出資者とは別個の独立した存在であるとみて、企業自体の観点から会計上の判断や財務諸表の作成を行うという考え方を企業主体理論という。企業主体理論に依拠すれば、債権者に対する利息の支払いと株主に対する配当金の支払いは異なる性質を有するものとみなされる。

企業主体理論に依拠すれば、債権者に対する利息の支払いと株主に対する配当金の支払いは同じ性質(資金調達コスト)を有するものとみなされる。

ウ 連結会計主体論には、親会社説と経済的単一体説の2通りの考え方がある。親会社説のもとでは、連結財務諸表は親会社の株主のために作成されるものとして位置づけられる。この考え方に依拠すれば、非支配株主の出資持分は株主資本を構成しない。

エ 経済的単一体説のもとでは、連結財務諸表は支配株主である親会社株主と非支配株主の両方を含めた企業集団の利害関係者のために作成されるものとして位置づけられる。
この考え方に依拠すれば、子会社株式を一部売却した場合で、親会社と子会社の支配関係が継続しているときは、子会社株式の売却取引は損益取引の性質を有することとなる。

経済的単一体説のもとでは、親会社と子会社の支配関係が継続しているときは、子会社株式の売却取引は資本取引の性質を有する。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 2 重要性***

企業会計原則の一般原則に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(8点)

- ア 企業会計は、全ての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならぬ。ただし、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで

○ 他の簡便な方法によることも認められる。重要性が乏しいか否かは、企業の財務状況に関する利害関係者の判断を誤らせるかどうかの観点から判断すべきものである。

企業会計原則 第一二 正規の簿記の原則

企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

(注1) 重要性の原則の適用について

企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った処理として認められる。

- イ 資本取引と損益取引とを明瞭に区分し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならぬ
**
× この資本取引と損益取引との区分の原則は、現行の会社法において払込資本の一部である
その他資本剰余金からの配当が可能であるため、必ずしも機能していない。

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」60.

～資本金及び資本準備金の額の減少によって生ずる剰余金を利益性の剰余金へ振り替えることを無制限に認めると、払込資本と払込資本を利用して得られた成果を区分することが困難になり、また、資本金及び資本準備金の額の減少によって生ずる剰余金をその他資本剰余金に区分する意味がなくなる。したがって、平成13年改正商法及び会社法における配当に関する定めは、資本剰余金と利益剰余金の混同を禁止する企業会計の原則を変えるものではないと考え、資本剰余金と利益剰余金を混同してはならない旨を定めることとした。

- ウ 一つの会計事実について二つ以上の会計処理の原則または手続の選択適用が認められている
*** 場合、いったん採用した会計処理の原則または手続は財務諸表を作成する各期を通じて継続し
× て適用しなければならない。この継続性の原則は主として財務諸表の期間比較可能性を確保す
ることを目的としているため、利害関係者の判断を誤らせないように会計処理の原則または手
続の変更の内容や影響額等を注記によって適切に開示すれば、任意に会計処理を変更することが
できる。

企業会計原則（注3）継続性の原則について

企業会計上継続性が問題とされるのは、一つの会計事実について二つ以上の会計処理の原則
又は手続の選択適用が認められている場合である。

このような場合に、企業が選択した会計処理の原則及び手続を每期継続して適用しないとき
は、同一の会計事実について異なる利益額が算出されることになり、財務諸表の期間比較を困
難ならしめ、この結果、企業の財務内容に関する利害関係者の判断を誤らしめることになる。

従って、いったん採用した会計処理の原則又は手続は、正当な理由により変更を行う場合を
除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用しなければならない。

なお、正当な理由によって、会計処理の原則又は手続に重要な変更を加えたときは、これを
当該財務諸表に注記しなければならない。

- エ 企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処
*** 理をしなければならない。この保守主義の原則は、予測される将来の危険に備えて会計処理を
○ 行う場合に、費用や損失は予測して早めに、収益はそれが確実にになった段階で計上すること
を求めるものであるが、過度に保守的な会計処理を行うことは認められない。

企業会計原則 第一 六 保守主義の原則

企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処
理をしなければならない。

（注4）保守主義の原則について

企業会計は、予測される将来の危険に備えて慎重な判断に基づく会計処理を行わなければな
らないが、過度に保守的な会計処理を行うことにより、企業の財政状態及び経営成績の真実な
報告をゆがめてはならない。

1. アイ 2. アウ 3. **アエ** 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 3 重要性**

次の〔資料〕に基づき、当期（X1年4月1日～X2年3月31日）末の売掛金明細表の空欄Aの金額および空欄Bの金額の組合せとして最も適切なものの番号を一つ選びなさい。なお、当社の得意先は甲社および乙社の2社のみであり、3月24日までの取引を集計した時点で売掛金勘定の残高は2,190,000円である。
(8点)

〔資料〕 X2年3月25日～X2年3月31日の取引

- 3月25日 甲社に商品300,000円を引き渡し、代金のうち60,000円は6か月後を支払期日とする手形で受け取り、残額は掛けとした。
- 26日 乙社に商品500,000円を引き渡し、代金のうち150,000円は普通預金口座へ振り込まれ、残額は掛けとした。
- 27日 甲社に商品750,000円を引き渡し、代金のうち150,000円は先方振出しの小切手で回収し、残額は掛けとした。
- 28日 甲社に対する売掛金のうち200,000円を先方振出しの小切手で回収し、500,000円を6か月後を支払期日とする手形で回収した。
- 29日 甲社と1か月後に商品450,000円を引き渡す契約を締結した。
- 30日 乙社に商品1,520,000円を引き渡し、代金のうち750,000円は普通預金口座へ振り込まれ、残額は掛けとした。
- 31日 甲社に対する売掛金200,000円を先方振出しの小切手で回収した。また、乙社に対する売掛金900,000円について、取引銀行を通じ電子債権記録機関に対して電子記録債権の発生記録を請求した。乙社は電子記録債権の発生記録の通知を受け、承諾した。

売掛金明細表		
	3月24日	3月31日
甲社	795,000円	A
乙社	?	B
合計	?	?

- 1. A : 735,000 円, B : 1,615,000 円
- 2. A : 735,000 円, B : 2,515,000 円
- 3. A : 935,000 円, B : 1,815,000 円
- 4. A : 1,815,000 円, B : 1,615,000 円
- 5. A : 1,435,000 円, B : 915,000 円
- 6. A : 1,505,000 円, B : 845,000 円

<解説>

(単位：円)

売掛金明細表		
	3月24日	3月31日
甲社	795,000円	A
乙社	(差引)1,395,000円	B
合計	2,190,000円	?

1. 3月25日：甲社

売掛金(甲社)	240,000	売上高	300,000
受取手形(甲社)	60,000		

2. 3月26日：乙社

売掛金(乙社)	350,000	売上高	500,000
普通預金	150,000		

3. 3月27日：甲社

売掛金(甲社)	600,000	売上高	750,000
現金	150,000		

4. 3月28日：甲社

受取手形(甲社)	500,000	売掛金(甲社)	700,000
現金	200,000		

5. 3月29日：甲社

--	--	--	--

6. 3月30日：乙社

売掛金(乙社)	770,000	売上高	1,520,000
普通預金	750,000		

4. 3月31日：甲社

現金	200,000	売掛金(甲社)	200,000
----	---------	---------	---------

4. 3月31日：乙社

電子記録債権(乙社)	900,000	売掛金(乙社)	900,000
------------	---------	---------	---------

$$\therefore A \ 735,000 = 795,000 + 240,000 + 600,000 - 700,000 - 200,000$$

$$B \ 1,615,000 = 1,395,000 + 350,000 + 770,000 - 900,000$$

問題 4 重要性***

次の〔資料〕に基づき、当期（X1年4月1日～X2年3月31日）末の棚卸資産の貸借対照表価額として最も適切なものの番号を一つ選びなさい。なお、計算過程で端数が生じる場合、円未満を四捨五入すること。（8点）

〔資料〕

X2年3月中の各商品の受払いは次のとおりである。

当社では、〔資料〕で示されている以外の棚卸資産項目は存在しない。

1. A商品

	受入		払出	
	数量(個)	単価(円)	数量(個)	単価(円)
3月 1日 前月繰越	200	31,300		
3月 7日 仕入	70	31,500		
3月12日 売上			50	?
3月21日 仕入	80	31,900		
3月26日 売上			170	?

- ・ A商品の評価方法として先入先出法を採用している。
- ・ A商品の期末実地棚卸数量は130個であった。
- ・ A商品の期末における正味売却価額は@34,300円であった。

2. B商品

	受入		払出	
	数量(個)	単価(円)	数量(個)	単価(円)
3月 1日 前月繰越	150	21,800		
3月10日 仕入	100	22,000		
3月13日 売上			50	?
3月15日 仕入	200	21,500		
3月28日 売上			128	?

- ・ B商品の評価方法として移動平均法を採用している。
- ・ B商品の期末実地棚卸数量は270個であった。
- ・ B商品の期末における正味売却価額は@29,800円であった。
- ・ 期末実地棚卸の結果、B商品の期末在庫のうち、商品の保管状況の問題から品質の低下しているものが3個あることが判明し、当該商品の処分見込価額は1個当たり10,000円と見積もられた。

3. C商品

	受入		払出	
	数量(個)	単価(円)	数量(個)	単価(円)
3月 1日 前月繰越	180	26,000		
3月 8日 仕入	200	25,500		
3月 9日 売上			225	?
3月14日 売上			90	?
3月17日 仕入	100	24,000		

- ・ C商品の評価方法として月次総平均法を採用している。
- ・ C商品の期末実地棚卸数量は162個であった。
- ・ C商品の期末における正味売却価額は@24,900円であった。

1. 13,924,030 円 2. 13,982,030 円 3. 13,987,637 円
4. 14,017,100 円 5. 14,047,030 円 6. 14,058,980 円

<解説>

(単位：円)

1. A商品：先入先出法

	受入		払出		残高	
	数量(個)	単価(円)	数量(個)	単価(円)	数量(個)	単価(円)
3月 1日 前月繰越	200	31,300				
3月 7日 仕入	70	31,500				
3月12日 売上			50	31,300	150	31,300
					70	31,500
3月21日 仕入	80	31,900			150	31,300
					70	31,500
					80	31,900
3月26日 売上			150	31,300	50	31,500
			20	31,500	80	31,900

*1：正味売却価額 @34,300 > @31,500

> @31,900

∴ A商品 4,127,000 = 50個×@31,500 + 80個×@31,900

2. B商品：移動平均法

	受入		払出		残高	
	数量(個)	単価(円)	数量(個)	数量(個)	単価(円)	単価(円)
3月 1日 前月繰越	150	21,800				
3月10日 仕入	100	22,000			250	(*2) 21,880
3月13日 売上			50	21,880	200	21,880
3月15日 仕入	200	21,500			400	(*3) 21,960
3月28日 売上			128	21,690	272	21,690

*2：@21,880 = (150個×@21,800 + 100個×@22,000) / (150個 + 100個)

*3：@21,960 = (200個×@21,880 + 200個×@21,500) / (200個 + 200個)

*4：正味売却価額 @29,800 > @21,690

∴ B商品 5,821,230 = (実地数量 270個 - 品質低下 3個) × 21,690 + 3個 × @10,000

3. C商品：月次総平均法

	受入		払出		残高	
	数量(個)	単価(円)	数量(個)	数量(個)	単価(円)	単価(円)
3月 1日 前月繰越	180	26,000				
3月 8日 仕入	200	25,500				
3月 9日 売上			225	25,375	155	25,375
3月14日 売上			90	25,375	65	25,375
3月17日 仕入	100	24,000			165	25,375

*5：@25,375 = (180個×@26,000 + 200個×@25,500 + 100個×@24,000) / (180個 + 200個 + 100個)

*6：正味売却価額 @24,900 < @25,375

∴ C商品 4,033,800 = 162個×@24,900

∴ 棚卸資産 13,982,030 = A商品 4,127,000 + B商品 5,821,230 + C商品 4,033,800

問題 5 重要性***

〔資料Ⅰ〕および〔資料Ⅱ〕に基づいて、X5年度（X5年4月1日～X6年3月31日）末の貸借対照表における無形固定資産の合計額として最も適切なものの番号を一つ選びなさい。なお、計算の結果端数が生じる場合、千円未満を四捨五入すること。（8点）

〔資料Ⅰ〕

X5年度末における無形固定資産の決算整理前残高

実用新案権	40,500 千円
鉱業権	各自推定 千円
特許権	各自推定 千円
のれん	各自推定 千円

〔資料Ⅱ〕

1. 無形固定資産の償却方法には、原則として定額法を採用しており、月割計算を行っている。生産高比例法を適用できる無形固定資産については、生産高比例法を採用している。
2. 実用新案権は、X2年7月1日に購入により取得し、取得年度より5年間にわたり償却を行う。
3. 鉱業権は、X2年10月1日に400,000千円で取得した。鉱山の推定埋蔵量は500,000トンであり、X2年度の採掘量は30,000トン、X3年度の採掘量は80,000トン、X4年度およびX5年度の採掘量はそれぞれ130,000トンであった。X6年度の採掘量は、130,000トンを見込んでいる。
4. 当社は、X3年度に製品Pの特殊製法に関する研究開発を開始した。X4年度中に当該製法が完成し、特許を申請していたところ、X5年度期首に特許権の登録が認められた。当社がX3年度およびX4年度において当該研究開発費を費用処理した額は、それぞれ58,000千円、70,000千円であった。X5年度は、出願料に80千円、登録料に160千円を支出している。また、当該特許権は8年間にわたり償却を行っている。
5. 当社は、X4年6月1日にA社の事業の一部であるB事業を事業譲受けにより1,500,000千円で取得した。B事業の譲受日における資産の帳簿価額は2,600,000千円（時価は2,800,000千円）、負債の帳簿価額は1,900,000千円（時価は1,900,000千円）であった。B事業の譲受けにより生じたのれんは、発生年度より10年間にわたり償却を行っている。

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1. 602,130 千円 | 2. 616,710 千円 | 3. 628,710 千円 |
| 4. 728,710 千円 | 5. 616,710 千円 | 6. 780,043 千円 |

<解説>

(単位：千円)

1. 実用新案権

実用新案権償却	18,000	実用新案権	18,000	=*1
---------	--------	-------	--------	-----

*1：償却費 18,000 = $40,500 \times 12 \text{ヶ月} / (60 \text{ヶ月} - \text{経過 } 33 \text{ヶ月})$

$$\begin{aligned} \therefore \text{実用新案権 } 22,500 &= 40,500 - 18,000 \\ &= 40,500 \times (60 \text{ヶ月} - \text{経過 } 45 \text{ヶ月}) / (60 \text{ヶ月} - \text{経過 } 33 \text{ヶ月}) \end{aligned}$$

2. 鉱業権

鉱業権償却	104,000	鉱業権	104,000	=*2
-------	---------	-----	---------	-----

*2：期首 $\boxed{208,000}$ = $400,000 \times (500,000 \text{ t} - 30,000 \text{ t} - 80,000 \text{ t} - 130,000 \text{ t}) / 500,000 \text{ t}$

償却費 104,000 = $400,000 \times 130,000 \text{ t} / 500,000 \text{ t}$

$$\begin{aligned} \therefore \text{鉱業権 } 104,000 &= \boxed{208,000} - 104,000 \\ &= 400,000 \times 130,000 \text{ t} / 500,000 \text{ t} \end{aligned}$$

3. 特許権

特許権償却	30	特許権	240 × 1年/8年	=*3
-------	----	-----	-------------	-----

*3：特許権取得原価 240 = 80 + 160

$$\begin{aligned} \therefore \text{特許権 } 210 &= 240 - 30 \\ &= 240 \times 7 \text{年} / 8 \text{年} \end{aligned}$$

4. のれん

(1) 事業譲受：X4.6.1.

資産(時価)	2,800,000	負債(時価)	1,900,000
のれん	600,000	現金預金	1,500,000

(2) のれん償却

のれん償却	60,000	のれん	60,000	=*4
-------	--------	-----	--------	-----

*4：期首 $\boxed{550,000}$ = $600,000 \times (120 \text{ヶ月} - \text{経過 } 10 \text{ヶ月}) / 120 \text{ヶ月}$

償却費 60,000 = $600,000 \times 12 \text{ヶ月} / 120 \text{ヶ月}$

$$\begin{aligned} \therefore \text{のれん } 490,000 &= \boxed{550,000} - 60,000 \\ &= 600,000 \times (120 \text{ヶ月} - \text{経過 } 22 \text{ヶ月}) / 120 \text{ヶ月} \end{aligned}$$

∴ 無形固定資産 616,710 = 実用新案権 22,500 + 鉱業権 104,000 + 特許権 210 + のれん 490,000

問題 6 重要性**

次の〔資料〕に基づき、当期（X1年4月1日からX2年3月31日）末の貸借対照表に計上すべき「流動負債」の合計額として最も適切なものの番号を一つ選びなさい。（8点）

〔資料〕

1. 当期末の決算整理前残高試算表上における負債項目の各勘定残高は、次のとおりであった。
買掛金 59,380 千円 支払手形 1,260 千円 借入金 55,000 千円
預り金 9,700 千円 前受金 11,000 千円 特別修繕引当金 3,500 千円
2. 決算日の為替レートは1ドル＝116円である。
3. 借入金は、全額A銀行に対しての外貨建借入金であり、借入金額500千ドルを借入時（X1年11月1日）の為替レート1ドル＝110円で換算している。当該借入金の返済期日はX2年10月31日であり、利息は全額返済時に後払いする契約となっている（年利率3%）。なお利息の計算は月割で行う。
4. 預り金の内訳は、源泉徴収した所得税および社会保険料5,200千円と従業員の社内預金（長期性のもの）4,500千円である。
5. 前受金は、全額が農産品輸出の契約に関する手付金100千ドルであり、送金を受けた日の為替レート1ドル＝110円で換算している。
6. 当社の賞与支給対象期間は毎年6月1日から11月30日と12月1日から5月31日であり、賞与支給日は12月10日と6月10日である。X2年6月10日に総額9,600千円の賞与を支給する予定であり、そのうち当期負担分を賞与引当金として計上する。
7. 法令に基づいて4年ごとに定期的に行われる修繕（予定見積金額14,000千円）に備え、各事業年度に特別修繕引当金を均等に計上している。したがって、当期分として3,500千円を計上する。
8. 当期の決算にあたり、3か月分の倉庫の賃借料未払分1,200千円を計上する。
9. 当社はB銀行と当座借越契約を結んでいる。上記1. の各勘定残高には示されていないが、当座借越（貸方残高）が2,600千円あった。

1. 142,765 千円
2. 143,165 千円
3. 145,040 千円
4. 145,765 千円
5. 146,365 千円
6. 152,765 千円

<解説>

(単位：千円)

1. 外貨建借入金

(1) 期末換算替え

借入金	55,000	短期借入金	CR@116×500千\$
為替差損益	3,000		

(2) 経過利息

支払利息	725	未払利息	725	=*1
------	-----	------	-----	-----

*1：経過利息 725 = CR@116 × 500千\$ × 3% × 5ヶ月 / 12ヶ月

2. 預り金

給料手当	XXX	現金預金	XXX
		預り金	5,200
		長期預り金	4,500

3. 前受金

現金預金	HR@110×100千\$	前受金	11,000
------	---------------	-----	--------

4. 賞与引当金

賞与引当金繰入	9,600×4ヶ月/6ヶ月	賞与引当金	6,400
---------	---------------	-------	-------

5. 特別修繕引当金：2年後実施予定 → 固定負債

特別修繕引当金繰入	3,500	特別修繕引当金	3,500
-----------	-------	---------	-------

6. 未払賃借料

賃借料	1,200	未払賃借料	1,200
-----	-------	-------	-------

7. 当座借越

当座預金	2,600	短期借入金	2,600
------	-------	-------	-------

∴ 流動負債 145,765 = 買掛金 59,380 + 支払手形 1,260 + 短期借入金 58,000 + 未払利息725
+ 預り金 5,200 + 前受金 11,000 + 賞与引当金 6,400
+ 未払賃借料 1,200 + 短期借入金 2,600

問題 7 重要性***

次の〔資料〕に基づき、当期（X5年4月1日～X6年3月31日）における設備Aの減価償却費の金額として、最も適切なものの番号を一つ選びなさい。なお、「資産除去債務に関する会計基準」に従うこと。
(8点)

〔資料〕

1. 当社はX1年4月1日、設備Aを取得し、使用を開始した。設備Aの取得原価は88,300千円であり、耐用年数は5年である。設備Aについては、残存価額0円で、定額法による減価償却が行われている。
2. 当社は、設備Aを使用終了後に除去する法的義務がある。設備Aを除去するときの支出は、X1年4月1日現在、5,700千円と見積もられた。なお、資産除去債務は、設備Aの取得時にのみ発生する。
3. X3年3月31日に、設備Aを3年後に除去するときの支出は6,600千円に増加すると見積もられた。
4. X4年3月31日に、設備Aを2年後に除去するときの支出は6,200千円に減少すると見積もられた。
5. X6年3月31日に設備Aが除去された。土地の原状回復費用を含め、設備Aの除去にかかる支出は6,500千円であった。
6. 資産除去債務を算定する際の割引率は0%とする。

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1. 17,660 千円 | 2. 18,300 千円 | 3. 18,800 千円 |
| 4. 18,900 千円 | 5. 19,100 千円 | 6. 19,300 千円 |

<解説>

(単位：千円)

1. 取得時：X1.4.1.

設備A	94,000	現金預金	88,300
		資産除去債務	5,700

2. 決算日：X2.3.31.

減価償却費	18,800	減価償却累計額	$94,000 \times 1/5$ 年
-------	--------	---------	-----------------------

3. 決算日：X3.3.31.

(1) 見積りの変更：5,700 → 6,600(+900)

設備A	900	資産除去債務	900
-----	-----	--------	-----

(2) 減価償却

減価償却費	19,100	減価償却累計額	19,100 =*1
-------	--------	---------	------------

*1：減価償却費 19,100 = $94,000 \times 1/5$ 年 + $900 \times 1/3$ 年

4. 決算日：X4.3.31.～X6.3.31.

(1) 見積りの変更：6,600 → 6,200(△400)

資産除去債務	400	設備A	400
--------	-----	-----	-----

(2) 減価償却

減価償却費	18,900	減価償却累計額	18,900 =*2
-------	--------	---------	------------

*2：減価償却費 18,900 = $94,000 \times 1/5$ 年 + $900 \times 1/3$ 年 - $400 \times 1/2$ 年

5. 除去時：X6.3.31.

減価償却累計額	94,500	設備A	$94,000 + 900 - 400$ =*2
資産除去債務	6,200	現金預金	6,500
履行差額	300		

問題 8 重要性***

「自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準」に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(8点)

- ア 自己株式については、以前から資産として扱う考え方と、資本の控除として扱う考え方が存在していた。資本の控除として扱う考え方は、自己株式の取得は株主との間の資本取引であり、

○ 会社所有者に対する会社財産の払戻しの性格を有することを主な論拠とする。現在の我が国の会計基準は、この立場に拠っている。

「自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準」 30. 31.

30. 自己株式については、かねてより資産として扱う考えと資本の控除として扱う考えがあった。資産として扱う考えは、自己株式を取得したのみでは株式は失効しておらず、他の有価証券と同様に換金性のある会社財産とみられることを主な論拠とする。また、資本の控除として扱う考えは、自己株式の取得は株主との間の資本取引であり、会社所有者に対する会社財産の払戻しの性格を有することを主な論拠とする。

- イ 自己株式処分差損は、その他資本剰余金から減額するが、その他資本剰余金の残高が負の値

○ となった場合には、会計期間末において、その他資本剰余金を零とし、当該負の値をその他利益剰余金（繰越利益剰余金）から減額する。

「自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準」 12.

～会計処理の結果、その他資本剰余金の残高が負の値となった場合には、会計期間末において、その他資本剰余金を零とし、当該負の値をその他利益剰余金（繰越利益剰余金）から減額する。

- ウ 自己株式の取得、処分および消却時の付随費用は、損益計算書の営業外費用に計上する方法

× と、取得に要した費用は取得原価に含め、処分および消却に要した費用は自己株式処分差額等の調整とする考えの2つがある。我が国の会計基準では、原則的には前者によって処理されるが、後者による処理方法も例外的に認められている。

「自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準」 14.

自己株式の取得、処分及び消却に関する付随費用は、損益計算書の営業外費用に計上する。

- エ 自己株式を無償で取得した場合には、自己株式を時価で測定し、同額を資本剰余金あるいは

× 利益とする方法と、自己株式数のみの増加として処理する方法が考えられる。現在の我が国の会計基準では、自己株式の換金可能性を考慮して、無償取得した自己株式については時価で測定し、資本剰余金とする方法がとられている。

「自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準の適用指針」 14.

自己株式を無償で取得した場合、自己株式の数のみの増加として処理する。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 9 重要性**

「包括利益の表示に関する会計基準」に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(8点)

ア 包括利益の表示によって提供される情報は、株主資本と包括利益とのクリーン・サープラス
*** 関係を明示することを通じて、財務諸表の理解可能性と比較可能性を高めることになる。

×

「包括利益の表示に関する会計基準」 21.

～包括利益の表示によって提供される情報は、投資家等の財務諸表利用者が企業全体の事業活動について検討するのに役立つことが期待されるとともに、貸借対照表との連携（純資産と包括利益とのクリーン・サープラス関係）を明示することを通じて、財務諸表の理解可能性と比較可能性を高め、また、国際的な会計基準とのコンバージェンスにも資するものと考えられる。

イ 「包括利益の表示に関する会計基準」は、市場関係者から広く認められている当期純利益に
*** 関する情報の有用性を前提としており、包括利益の表示によってその重要性を低めることを意

○ 図するものではない。

「包括利益の表示に関する会計基準」 22.

包括利益の表示の導入は、包括利益を企業活動に関する最も重要な指標として位置づけることを意味するものではなく、当期純利益に関する情報と併せて利用することにより、企業活動の成果についての情報の全体的な有用性を高めることを目的とするものである。～市場関係者から広く認められている当期純利益に関する情報の有用性を前提としており、包括利益の表示によってその重要性を低めることを意図するものではない。

ウ 組替調整額は、当期および過去の期間にその他の包括利益に含まれていた項目が当期純利益
** に含められた金額に基づいて計算される。繰延ヘッジ損益の場合、組替調整額は、ヘッジ対象
○ に係る損益が認識されたこと等に伴って当期純利益に含められた金額に基づいて計算される。

「包括利益の表示に関する会計基準」 31.

組替調整額は、当期及び過去の期間にその他の包括利益に含まれていた項目が当期純利益に含められた金額に基づいて計算されるが、具体的には次のようになると考えられる。

(2) 繰延ヘッジ損益に関する組替調整額は、ヘッジ対象に係る損益が認識されたこと等に伴って当期純利益に含められた金額による。また、ヘッジ対象とされた予定取引で購入した資産の取得価額に加減された金額は、組替調整額に準じて開示することが適当と考えられる。

エ 会計方針の変更及び誤謬の訂正に関する累積的影響額に係る期首の利益剰余金の修正額は、
** 前期以前に帰属する純資産の変動額を当期に表示しているものであるから、当期の包括利益に
× 含まれることになる。

「包括利益の表示に関する会計基準」 21.

～会計方針の変更及び誤謬の訂正に関する累積的影響額に係る期首の利益剰余金の修正額は、前期以前に帰属する純資産の変動額を当期に表示しているに過ぎないため当期の包括利益には含まれないと考えられる。

1. アイ
2. アウ
3. アエ
4. イウ
5. イエ
6. ウエ

問題10 重要性*

「1株当たり当期純利益に関する会計基準」および同適用指針に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(8点)

ア 1株当たり当期純利益は、投資者が意思決定を行う際、株価収益率(株価÷1株当たり当期純利益)を算定するのに用いられる。よって、マイナスの数値は意味を持たないことから、損益計算書において当期純損失が計上された場合には、1株当たり当期純損失を算定する必要はない。

「1株当たり当期純利益に関する会計基準」12.

また、損益計算書上、当期純損失の場合にも、当期純利益の場合と同様に、1株当たり当期純損失を算定する(本会計基準においては、1株当たり当期純利益に1株当たり当期純損失を含むものとする)。

イ 配当優先株式を発行している企業において、1株当たり当期純利益の計算に用いられる「普通株式に係る当期純利益」は、損益計算書上の当期純利益から、定められた優先配当額を控除して算定される。ここで、配当優先株式が累積型である場合であって、定められた優先配当額に達しなかった過年度の不足額を当期に支払った場合には、その額を当期純利益から追加的に控除する。

「1株当たり当期純利益に関する会計基準」16.

普通株主に帰属しない金額に含まれる優先配当額は以下による。

(1) 累積型配当優先株式の場合

1株当たり当期純利益の算定対象となる会計期間に係る要支払額

∴ 配当優先株式が累積型である場合であって、定められた優先配当額に達しなかった過年度の不足額を当期に支払った場合には、その額は過年度の当期純利益から控除されている。

ウ 普通株式に転換できる権利が付与された配当優先株式を発行しており、それが希薄化効果を有する場合には、潜在株式調整後1株当たり当期純利益を開示しなければならない。その算定においては、全ての配当優先株式が普通株式に転換されたと仮定し、優先配当額を当期純利益調整額として、普通株式に係る当期純利益に加える。

「1株当たり当期純利益に関する会計基準」27.

1株当たり当期純利益が、転換証券に関する当期純利益調整額を普通株式増加数で除して算定した増加普通株式1株当たりの当期純利益調整額を上回る場合に、当該転換証券がすべて転換されたと仮定することにより算定した潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、1株当たり当期純利益を下回るため、当該転換証券は希薄化効果を有することとなる。

- エ 1株当たり純資産額を開示する目的は、普通株主に関する企業の財政状態を示すことにある
- * ので、その算定に用いられる「普通株式に係る期末の純資産額」を導出するにあたっては、普
- 通株主に関連しない株式引受権、新株予約権および非支配株主持分を、貸借対照表の純資産の部の合計額から控除する。

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」35.

～普通株式に係る期末の純資産額は、貸借対照表の純資産の部の合計額から以下の金額を控除して算定する。

- (1) 新株式申込証拠金
- (2) 自己株式申込証拠金
- (3) 普通株式よりも配当請求権又は残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額（当該優先的な株式に係る資本金及び資本剰余金の合計額）
- (4) 当該会計期間に係る剰余金の配当であって普通株主に関連しない金額
- (5) 新株予約権
- (6) 非支配株主持分（連結財務諸表の場合）

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題11 重要性*

当期（X1年4月1日～X2年3月31日）の損益計算書に4,200千円の為替差損が計上されており、その発生原因の内訳は〔資料〕の1.～5.のとおりである。これと、〔資料〕の6.にある貸借対照表のデータに基づいて、以下の間接法によるキャッシュ・フロー計算書を作成するとき、アとイに当てはまる金額の組合せとして、最も適切なものの番号を一つ選びなさい。ただし、決算日（X2年3月31日）の為替レートは1ドル=108円とする。（8点）

〔資料〕

1. X1年10月1日に、海外の得意先に対し商品500千ドルを掛けで売り上げた。この日の為替レートは1ドル=112円であった。
2. X1年12月1日に、上記1.の売掛金のうち200千ドルを回収し、直ちに円貨とした。この日の為替レートは1ドル=111円であった。
3. X2年2月1日に、銀行から400千ドルを借り入れた。この日の為替レートは1ドル=110円であった。なお、返済日はX3年1月31日で、利息は毎月末に支払いを行っている。
4. 上記1.の売掛金のうち、300千ドルは未回収のまま決算日を迎えた。
5. 決算日において、現金及び現金同等物に含まれる外貨預金600千ドルがある。この預金の預入時の為替レートは1ドル=114円であった。
6. 売上債権の貸借対照表における前期末残高は100,000千円、当期末残高は120,000千円である。ただし、当期末残高には上記4.の売掛金が含まれている。なお、前期末残高に外貨建の売上債権は含まれていなかった。

キャッシュ・フロー計算書

X1年4月1日～X2年3月31日

（単位：千円）

営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前当期純利益	xxx	
⋮	⋮	
為替差損益	(ア)	
⋮	⋮	
売上債権の増減額	(イ)	

	1.	2.	3.	4.	5.	6.
ア	△800	△800	2,800	2,800	4,200	4,200
イ	△12,400	12,400	△12,400	△20,000	△20,000	12,400

（注）△は減算を表す。

〈解説〉 ※ 仕訳内容が分かり易いように敢えて両建てにしています(以下同様)。

(単位：千円)

1. 売掛金

(1) 売上：X1. 10. 1.

売掛金	HR@112×500千\$	売上高	56,000
-----	---------------	-----	--------

(2) 売掛金回収：X1. 12. 1.

現金預金	SR@111×200千\$	売掛金	HR@112×200千\$
為替差損益	200		

(3) 売掛金換算替え：X2. 3. 31.

売掛金	CR@108×300千\$	売掛金	HR@112×300千\$
為替差損益	1,200		

2. 借入金

(1) 借入：X2. 2. 1.

現金預金	44,000	短期借入金	HR@110×400千\$
------	--------	-------	---------------

(2) 借入金換算替え：X2. 3. 31.

短期借入金	HR@110×400千\$	短期借入金	CR@108×400千\$
		為替差損益	800

3. 外貨預金換算替え：X2. 3. 31.

外貨預金	CR@108×600千\$	外貨預金	HR@114×600千\$
為替差損益	3,600		

∴ 為替差損益 ア 2,800 = 差益 △800 + 差損 3,600

↑ 営業外損益・特別損益の調整項目(売上債権に係る為替差損益は含まない)

売上債権の増減額 イ △20,000 = △(期末 120,000 - 期首 100,000)

問題12 重要性*

当社は、自社製品の販売事業およびリース事業を行っている。「金融商品に関する会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、次の〔資料〕により当期（X3年1月1日～X3年12月31日）の期末貸借対照表に計上される貸倒引当金の合計金額として、最も適切なものの番号を一つ選びなさい。なお、計算結果に端数が生じる場合、千円未満を四捨五入すること。（8点）

〔資料〕

1. 決算整理前残高試算表における勘定残高（一部）は次のとおりである。

売掛金	2,500 千円	電子記録債権	5,200 千円
短期貸付金	900 千円	長期貸付金	10,000 千円
リース債権	7,800 千円	リース投資資産	4,800 千円
保管有価証券	510 千円	預り有価証券	510 千円
2. 特に条件等が示されていない場合、債権は一般債権に分類され、過去の実績に基づき期末残高の3%の貸倒引当金を計上する。
3. 短期貸付金は、全て甲社に対するものであり、当期中に甲社の経営が破綻した。甲社からは当該貸付金の担保として国債が差し入れられている（当該貸付金以外の債権に対して差し入れられた有価証券はない）。なお、当該国債の期末時価は500千円である。その他の担保契約や債務保証は付されていない。
4. 長期貸付金は、X1年7月1日に期間4年、利息は年5%、利払日は12月31日と6月30日の年2回、元金は返済期日に一括返済するという条件で乙社に貸し付けたものである。当期末（X3年12月31日）の利息は契約どおり支払われたが、乙社の経営状況が悪化したため、条件緩和の申出があった。その結果、今後の利払いを免除し、元金の返済期日をX5年12月31日に変更することとした。なお、新たな返済期日における支払いは確実に行われるものと見積もられた。
5. リース取引は、所有権移転ファイナンス・リース取引および所有権移転外ファイナンス・リース取引とも、売上高を計上せず、利息相当額を各期に配分する方法によって処理している。ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース物件の見積残存価額は1,500千円であり、借手による残価保証は付されていない。
6. 当社は、貸借対照表上、対象となる勘定科目ごとに貸倒引当金を控除する形式で表示している。

- | | | | | | |
|----|----------|----|----------|----|----------|
| 1. | 964 千円 | 2. | 1,561 千円 | 3. | 1,714 千円 |
| 4. | 1,884 千円 | 5. | 1,894 千円 | 6. | 1,929 千円 |

<解説>

(単位：千円)

1. 一般債権：

貸倒引当金繰入	18,800×3%	貸倒引当金	564
---------	-----------	-------	-----

*1：一般債権 18,800 = 売掛金 2,500 + 電子記録債権 5,200
+ リース債権 7,800 + リース投資資産 4,800 - 残存価額 1,500

※ リース投資資産のうち見積残存価額は金銭債権ではないため貸倒引当金の設定対象外とする。

2. 貸倒懸念債権（キャッシュ・フロー見積法）：長期貸付金

貸倒引当金繰入	10,000 - 9,070	貸倒引当金	930
---------	----------------	-------	-----

 =*2

*2：長期貸付金の現在価値 $9,070.2\dots = 10,000 / (1 + 5\%)^2$

3. 破産更生債権等：短期貸付金

貸倒引当金繰入	900 - 500	貸倒引当金	400
---------	-----------	-------	-----

∴ 貸倒引当金 1,894 = 564 + 930 + 400

問題13

重要性***

〔資料Ⅰ〕および〔資料Ⅱ〕に基づき、以下のaおよびbの金額の組合せとして、最も適切なものの番号を一つ選びなさい。なお、当社の会計年度は、各期とも4月1日から3月31日である。また、期間按分計算を行う場合には、月割によるものとする。(8点)

- a X3年3月期において計上される「株式報酬費用」
- b ストック・オプションの権利行使によって計上される「資本金」

〔資料Ⅰ〕 ストック・オプションに関する事項

1. X1年6月29日に開催された株主総会において、従業員23名にストック・オプションを付与することを決議し、X1年7月1日付で付与した。
2. 付与されたストック・オプション数は、従業員1人につき100個である。また権利行使により付与される株式数は、ストック・オプション1個につき1株である。
3. ストック・オプションの権利確定日は、X1.7.1.である。
4. ストック・オプションの行使期間は、X3年7月1日からX5年6月30日である。
5. 権利行使時の払込金額は、1株当たり50千円である。
6. 付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価は、12千円/個である。
7. 付与されたストック・オプションの一部行使および他者への譲渡はできない。
8. 権利を取得した者は、権利行使をしなかった1名を除き、全員がX5年6月30日に権利を行使し、払込みを行った。払込金額と行使された部分に対応する新株予約権の金額の合計額を資本金とした。

〔資料Ⅱ〕 退職者に関する事項

1. 各時点における付与日から権利確定日までの累計見込退職者数は、以下のとおりである。

時点	付与日	X2年3月末	X3年3月末
人数	4名	4名	3名

2. 実際のX1年7月1日からX5年6月30日までの退職者は、以下のとおりである。

従業員	A	B	C	D
退職日	X1年9月30日	X2年7月31日	X3年8月31日	X4年6月30日

	a	b
1.	11,440千円	111,600千円
2.	11,440千円	117,800千円
3.	12,150千円	111,600千円
4.	12,150千円	124,000千円
5.	12,450千円	117,800千円
6.	12,450千円	124,000千円

<解説>

(単位：千円)

1. ストック・オプション付与：X1.7.1. (対象勤務期間：X1.7.1.～X3.6.30.24ヶ月)

--	--

2. 決算日：X2.3.31.

株式報酬費用	8,550	新株予約権	8,550	=*1
--------	-------	-------	-------	-----

*1：8,550 = @12×(23名－退職見込 4名)×100個×9ヶ月(X1.7.1.～X2.3.31.)/24ヶ月

3. 決算日：X3.3.31.

株式報酬費用	12,450	新株予約権	21,000－8,550	=*2
--------	--------	-------	--------------	-----

*2：21,000 = @12×(23名－退職見込 3名)×100個×21ヶ月(X1.7.1.～X3.3.31.)/24ヶ月

4. 権利確定日：X3.6.30.

株式報酬費用	4,200	新株予約権	25,200－21,000	=*3
--------	-------	-------	---------------	-----

*3：25,200 = @12×(23名－退職実績 2名)×100個

5. 権利行使：X5.6.30.

新株予約権	25,200×20名/21名	資本金	124,000
現金預金	@50×100株×20名		

6. 権利放棄：X3.6.30.

新株予約権	25,200×1名/21名	新株予約権戻入益	1,200
-------	---------------	----------	-------

問題14 重要性***

「リース取引に関する会計基準」および同適用指針に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(8点)

- ア リース取引とは、特定の物件の所有者たる貸手（レッサー）が、当該物件の借手（レシー）
*** に対し、合意された期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料
○ を貸手に支払う取引をいう。

「リース取引に関する会計基準」4.

- イ リース物件が、借手の用途等に合わせて特別の仕様により製作または建設されたものであつ
*** て、当該リース物件の返還後、貸手が第三者に再びリースまたは売却することが困難であるた
○ め、その使用可能期間を通じて借手によってのみ使用されることが明らかである場合は、リー
ス契約上、リース期間終了後、リース物件の所有権が借手に移転することとされていない場合
であっても、所有権移転ファイナンス・リース取引に分類される。

「リース取引に関する会計基準の適用指針」10.

～ファイナンス・リース取引と判定されたもののうち、次の(1)から(3)のいずれかに該当する
場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引に該当するものとし、それ以外のファイナ
ンス・リース取引は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当するものとする。

(3) リース物件が、借手の用途等に合わせて特別の仕様により製作又は建設されたものであつ
て、当該リース物件の返還後、貸手が第三者に再びリース又は売却することが困難であるた
め、その使用可能期間を通じて借手によってのみ使用されることが明らかなリース取引

- ウ ファイナンス・リース取引と判定されたリース契約に、残価保証の取決めがある場合、借手
*** は、残価保証額をリース料総額に含めないで、リース契約時に別途、負債として計上する。こ
× れは、対象となるリース資産が、リース期間終了後に必ずしも残価保証額で売却できるとは限
らないためである。

「リース取引に関する会計基準の適用指針」15.

リース契約上に残価保証の取決めがある場合は、残価保証額をリース料総額に含める。

- エ 借手側において、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、
*** 定額法によって行うこととされている。これは、所有権移転外ファイナンス・リース取引が、
× 物件そのものの売買というよりは、使用する権利の売買の性格を有するものであり、無形固定
資産との類似性を考慮したものである。

「リース取引に関する会計基準」39.

一方、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース物件の取得とは異なりリー
ス物件を使用できる期間がリース期間に限定されるという特徴があるため、原則として、リー
ス資産の償却期間はリース期間とし、残存価額はゼロとしている。また、償却方法について
は、次の観点から、企業の実態に応じ、自己所有の固定資産と異なる償却方法を選択すること
ができるものとした。

1. アイ
2. アウ
3. アエ
4. イウ
5. イエ
6. ウエ

問題15

重要性**

当社は、小売事業を営んでおり、顧客サービスの向上のためにポイント・サービスを導入している。「収益認識に関する会計基準」および同適用指針に基づき、次の〔資料〕に示された当期中の取引について、当社が計上する売上高の金額として、最も適切なものの番号を一つ選びなさい。なお、当社は、商品の販売等に関する見積りに関しては十分な情報を有している。また、消費税等については考慮せず、計算結果に端数が生じる場合、円未満を四捨五入すること。(8点)

〔資料〕

1. 顧客に対し商品の購入金額20円につき1ポイントを付与し、顧客は、次回の商品購入時に1ポイント1円として購入代金に充当することができる。
2. 顧客に対しポイントが付与された商品の購入金額は1,200,000円であり、この価格は固定された独立販売価格である。
3. 上記2. で付与されたポイントのうち、80%が将来使用されると見積もった。
4. 上記2. で付与されたポイントのうち、28,000ポイントが使用され、独立販売価格28,000円の商品の購入代金に充当された。
5. 当期中にポイントの使用についての見積りの変更は行われなかった。

- | | | | | | |
|----|-------------|----|-------------|----|-------------|
| 1. | 1,140,000 円 | 2. | 1,142,857 円 | 3. | 1,153,846 円 |
| 4. | 1,169,524 円 | 5. | 1,180,769 円 | 6. | 1,228,000 円 |

<解説>

(単位：千円)

1. 商品販売時

現金預金	1,200,000	売上高	1,153,846	=*1
		契約負債	46,154	

*1 : 付与ポイント数 60,000ポイント = $1,200,000 \times 1 \text{ポイント} / 20 \text{円}$

ポイントの独立販売価格 48,000 = $60,000 \text{ポイント} \times 1 \text{円} / 1 \text{ポイント} \times 80\%$

売上高 1,153,846.1... = $1,200,000 \times 1,200,000 / (1,200,000 + 48,000)$

契約負債 46,153.8... = $1,200,000 \times 48,000 / (1,200,000 + 48,000)$

2. ポイント使用时

契約負債	26,923	売上高	26,923
------	--------	-----	--------

*2 : 売上高 26,923.0... = $46,154 \times 28,000 \text{ポイント} / 60,000 \text{ポイント} \times 80\%$

∴ 売上高 1,180,769 = 1,153,846 + 26,923

問題16 重要性*

〔資料Ⅰ〕および〔資料Ⅱ〕に基づき、当社の従業員Aに対する当期（X6年4月1日～X7年3月31日）の退職給付費用の金額として、最も適切なものの番号を一つ選びなさい。ただし、計算結果に端数が生じる場合には、円未満をその都度四捨五入により計算すること。なお、X3年4月1日以降は、会計期間の変更はない。（8点）

〔資料Ⅰ〕 従業員Aに関するデータ

1. 従業員Aは、X8年3月31日に退職予定である。
2. 従業員Aの入社は、X3年4月1日である。
3. 従業員Aの当初の退職給付見込額は、307,500円である。

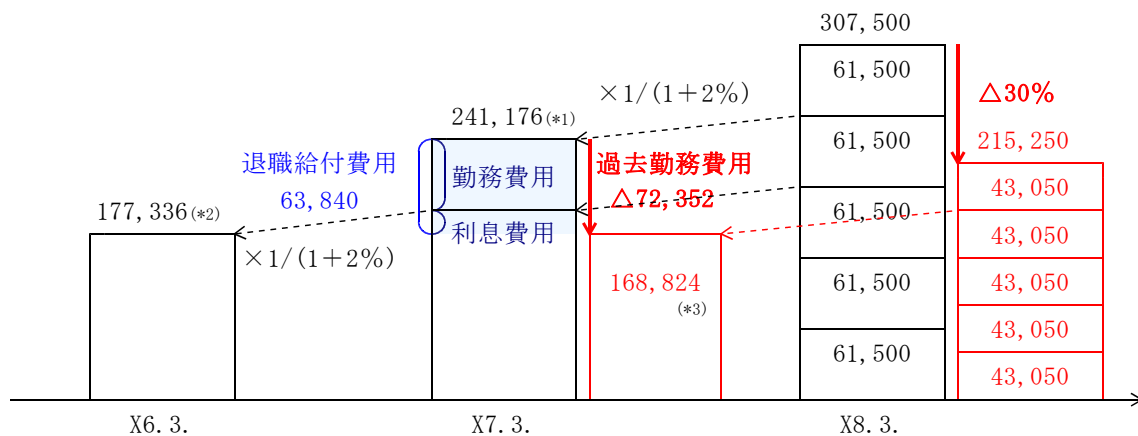
〔資料Ⅱ〕 当社の全従業員の退職給付に関する事項

1. 当期末に退職給付規程の改訂があり、当期末より退職時に支給される金額が30%減少することになった。
2. 退職給付債務の計算における割引率は、年2%であり、退職給付見込額の期間帰属方法は、期間定額基準を採用している。
3. 過去勤務費用は、発生年度から10年の定額法で償却する。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 27,664 円 | 2. 56,605 円 | 3. 60,294 円 |
| 4. 61,500 円 | 5. 63,840 円 | 6. 71,075 円 |

<解説>

(単位：千円)



*1 : X7.3. 退職給付債務 $241,176.4 \dots = 61,500 \times 4年 \times 1/(1+2\%)$

*2 : X6.3. 退職給付債務 $177,335.6 \dots = 61,500 \times 3年 \times 1/(1+2\%)^2$

∴ 退職給付費用費用 63,840 = 241,176 - 177,336
 = 利息費用 177,336 × 2% + 勤務費用 60,293

*3 : 退職給付規程改訂後退職給付債務 $168,823.5 \dots = 43,050 \times 4年 \times 1/(1+2\%)$

∴ 過去勤務費用 Δ72,352 = 168,824 - 241,176
 過去勤務費用費用処理額 Δ7,235.2 = Δ72,352 × 1/10年

∴ 退職給付費用 56,605 = 63,840 + Δ7,235

問題17 重要性***

税効果会計における一時差異に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(8点)

- ア 一時差異のうち、将来減算一時差異の例としては、連結会社相互間の債権債務の消去により貸倒引当金を減額した場合、また、剰余金の処分により租税特別措置法上の諸準備金を計上した場合等が該当する。

「税効果会計に係る会計基準」注3

将来加算一時差異は、例えば、利益処分により租税特別措置法上の諸準備金等を計上した場合のほか、連結会社相互間の債権と債務の消去により貸倒引当金を減額した場合に生ずる。

- イ 税効果会計の方法には、繰延法と資産負債法があるが、繰延法により税効果を計算する税率は、一時差異の解消見込年度に適用されるものとなるのに対し、資産負債法により税効果を計算する税率は、期間差異が生じた年度の課税所得計算に適用されたものとなる。

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」89.

- (1) ～したがって、資産負債法により計上する繰延税金資産又は繰延税金負債の計算に用いる税率は、一時差異の解消見込年度に適用される税率である。
- (2) ～したがって、繰延法により計上する繰延税金資産又は繰延税金負債の計算に用いる税率は、期間差異が生じた年度の課税所得計算に適用された税率である。

- ウ 一時差異とは、財務会計上の資産負債と課税所得計算上の資産負債との差額であり、当該差異が将来解消する期の課税所得を減額する効果を持つものが将来減算一時差異である。よって、将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金は一時差異には該当しないが、税効果の計算上は将来減算一時差異と同等に取り扱われる。

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」76.

(1) 「税務上の繰越欠損金は一時差異ではないが、一時差異と同様の税効果を有する。つまり、税務上の繰越欠損金は、その発生年度の翌期以降で繰越期限切れとなるまでの期間（繰越期間）に課税所得が生じた場合には、課税所得を減額することができる。その結果、課税所得が生じた年度の法人税等として納付すべき額は、税務上の繰越欠損金が存在しない場合に比べて軽減されるため、一時差異に準ずるものとして取り扱う。

- エ 繰延ヘッジ損益に係る一時差異は、繰延ヘッジ損失と繰延ヘッジ利益とに区分し、同損失に係る将来減算一時差異については、回収可能性を判断した上で繰延税金資産を計上するが、同利益に係る将来加算一時差異については、支払可能性を判断することなく繰延税金負債を計上する。

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」46.

繰延ヘッジ損益に係る一時差異は、繰延ヘッジ損失と繰延ヘッジ利益とに区分し、繰延ヘッジ損失に係る将来減算一時差異については、第6項に従って回収可能性を判断した上で繰延税金資産を計上し、繰延ヘッジ利益に係る将来加算一時差異については繰延税金負債を計上する。

1. アイ
2. アウ
3. アエ
4. イウ
5. イエ
6. ウエ

問題18 重要性***

次の〔資料〕に基づき、L社の原材料輸入取引に関するX0年12月31日（決算日）の貸借対照表上の前受収益の金額と、買掛金の金額の組合せとして、最も適切なものの番号を一つ選びなさい。なお、税効果は考慮しないものとする。（8点）

〔資料〕

- L社は、原材料を米ドル建てで輸入しており、円安による決済金額増加のリスクをヘッジするために、以下の為替予約を行っている。なお、為替予約の会計処理はヘッジ会計の要件を満たしており、「外貨建取引等会計処理基準」に定める振当処理を採用している。原材料の取引に関する状況は次のとおりである。
 - ・X0年10月31日に30百万ドル輸入した。この代金決済に関して、X1年1月31日を決済日とする為替予約30百万ドルをX0年11月30日に行った。
- 為替予約時の直物相場における換算額と予約相場における換算額は、合理的に期間配分する。
- 為替予約締結日の為替予約相場は1ドル＝102円であった。
- 本問と関係する1ドル当たりの直物為替相場の推移は次のとおりである。

	日付	為替相場
輸入取引実行日	X0年10月31日	102円
為替予約締結日	X0年11月30日	104円
決算日	X0年12月31日	103円
為替予約決済日	X1年 1月31日	109円

	前受収益	買掛金
1.	30百万円	3,060百万円
2.	30百万円	3,090百万円
3.	30百万円	3,120百万円
4.	60百万円	3,060百万円
5.	60百万円	3,090百万円
6.	60百万円	3,120百万円

<解説>

(単位：百万円)

1. 輸入取引実行：X0.10.31.

原料仕入	3,060	買掛金	HR@102×30百万\$
------	-------	-----	---------------

2. 為替予約(振当処理)：X0.11.30.

買掛金	HR@102×30百万\$	買掛金	FR@102×30百万\$
為替差損益	60	前受収益	60

 =*1

*1：直々差額 $\Delta 60 = (HR@102 - SR@104) \times 30$ 百万\$

直先差額 $60 = (SR@104 - FR@102) \times 30$ 百万\$

3. 決算：X0.12.31.

前受収益	30	為替差損益	$60 \times 1\text{ヶ月} / 2\text{ヶ月}$
------	----	-------	-------------------------------------

∴ 前受収益 $30 = 60 - 30$

問題19 重要性**

「持分法に関する会計基準」および「持分法会計に関する実務指針」に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(8点)

- ア 子会社以外の他の企業の議決権の100分の15以上、100分の20未満を自己の計算において所有
*** しており、かつ当該企業に対して重要な技術を提供することによって、当該企業の財務および
○ 営業または事業の方針の決定に重要な影響を与えるならば、持分法を適用する。

「持分法に関する会計基準」5-2.

「子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合」とは、次の場合をいう。

(2) 子会社以外の他の企業の議決権の100分の15以上、100分の20未満を自己の計算において所有している場合であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する場合

③ 子会社以外の他の企業に対して重要な技術を提供していること

- イ 持分法の適用を継続する中で、その他有価証券評価差額金が貸借対照表の純資産の部に計上
* されている持分法適用会社の株式を一部売却した場合には、連結財務諸表上の関連会社株式の
× 売却損益は、売却した株式に対応する持分の減少額と売却価額との差額になるように修正され
る。

「持分法会計に関する実務指針」17.

持分法適用会社の株式を売却した場合には、資本のうち売却した株式に対応する持分の減少額と投資の減少額との間に生じた差額は、持分法適用会社株式の売却損益の修正として処理する。ただし、当該差額のうち、持分法適用会社が計上しているその他の包括利益累計額に係る部分については、売却損益の修正に含めない。

- ウ 持分法適用後に株式の追加取得を行って、引き続き持分法を適用する場合に、株式取得日の
*** 異なるのれんがあるときは、追加取得分ののれんは追加取得時に償却期間の決定に影響する要
× 因が既取得分の取得時と同様であったとしても、別個の償却期間を設定することができる。

「持分法会計に関する実務指針」16-2.

同一の持分法適用会社について、持分法適用後に株式の追加取得を行って、引き続き持分法の適用範囲に含まれる場合に、株式取得日の異なるのれんがあるときには、合理的な根拠なく異なる償却期間を設定してはならない。

- エ 持分法を適用する被投資会社に係るのれんの当期償却額、減損処理額および負ののれんは、
*** 持分法による投資損益に含めて表示する。
○

「持分法に関する会計基準」27.

～なお、持分法を適用する被投資会社に係るのれんの当期償却額及び減損処理額並びに負ののれんについても、持分法による投資損益に含めて表示することに留意する。

1. アイ 2. アウ 3. **アエ** 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題20

重要性***

次の〔資料〕に基づき、のれんについて、その減損損失計上後の帳簿価額として正しい金額の番号を一つ選びなさい。なお、計算結果に端数が生じる場合には、百万円未満を四捨五入すること。(8点)

〔資料〕

当社では、数年前に事業ⅣおよびⅤを外部から一度に取得した際にのれんが発生し、その帳簿価額（減損処理前）は200百万円である。

事業Ⅳには、資産グループA、B、Cが属しているが、全ての資産グループに減損の兆候が認められる。また、事業Ⅳでは、事業Ⅳに属するのれんを含む、より大きな単位にも減損の兆候が認められる。

一方、事業Ⅴには、資産グループD、Eが属しているが、いずれのグループにも減損の兆候は認められない。事業Ⅴでは、事業Ⅴに属するのれんを含む、より大きな単位にも減損の兆候が認められない。

各資産グループの帳簿価額、割引前将来キャッシュ・フローおよび回収可能価額は【表1】のとおりである。また、より大きな単位での割引前将来キャッシュ・フローおよび回収可能価額は【表2】のとおりである。なお、より大きな単位での減損損失の認識の判定および測定を行う際の、のれんの帳簿価額の分割は、事業の取得時の時価（事業Ⅳ：500百万円、事業Ⅴ：300百万円）の比率に基づいて行う。

【表1】

(単位：百万円)

資産グループ	A	B	C	D	E
帳簿価額	100	80	200	110	90
割引前将来キャッシュ・フロー	105	70	180	160	150
回収可能価額	90	50	160	145	125

【表2】

(単位：百万円)

事業	Ⅳ	Ⅴ
割引前将来キャッシュ・フロー	420	290
回収可能価額	355	240

1. 45 百万円 2. 75 百万円 3. 95 百万円
4. 120 百万円 5. 130 百万円 6. 154 百万円

<解説>

(単位：百万円)

1. のれんの配分

$$\text{事業IV } 125 = 200 \times 500 / (\text{IV } 500 + \text{V } 300)$$

2. 減損処理

(1) 資産グループ毎

資産グループA：帳簿価額 100 < 割引前将来CF 105 ∴ 認識せず

資産グループB：帳簿価額 80 > 割引前将来CF 70 ∴ 認識する

$$\rightarrow \text{減損損失 } 30 = \text{帳簿価額 } 80 - \text{回収可能価額 } 50$$

資産グループC：帳簿価額 200 > 割引前将来CF 180 ∴ 認識する

$$\rightarrow \text{減損損失 } 40 = \text{帳簿価額 } 200 - \text{回収可能価額 } 160$$

(2) より大きな単位

$$\text{帳簿価額 } 505 = \text{A } 100 + \text{B } 80 + \text{C } 200 + \text{のれん } 125$$

$$> \text{割引前将来CF } 420 \quad \therefore \text{認識する}$$

$$\rightarrow \text{減損損失 } 150 = \text{帳簿価額 } 505 - \text{回収可能価額 } 355$$

(3) 減損損失の配分

$$\text{減損増加額 } 80 = 150 - (\text{B } 30 + \text{C } 40)$$

$$< \text{事業IVののれん } 125$$

$$\therefore \text{のれんの帳簿価額 } 120 = 200 - 80$$

問題21 重要性***

次の〔資料〕に基づき、当期（X2年度：X2年1月1日～X2年12月31日）の損益計算書に計上される研究開発費とソフトウェア減価償却費の合計額として最も適切なものの番号を一つ選びなさい。なお、以下に示す2つのソフトウェアの販売可能な有効期間は、合理的な根拠に基づいて3年と見積もられた。減価償却費の計算に関しては、月割計算を行う。また、計算結果に端数が生じる場合には、千円未満を四捨五入すること。（8点）

〔資料〕

1. ソフトウェア制作に関連する諸費用 (単位：千円)

	ソフトウェアA (X1年度中に発生)	ソフトウェアB (X2年度中に発生)
人件費	80,000	40,000
減価償却費	20,000	12,000
その他経費	50,000	8,000
合計	150,000	60,000

上記費用のうち、両ソフトウェアとも人件費の60%、減価償却費の50%、その他経費の40%は、研究開発のためのものである。これら以外の費用は、全て製品マスターの制作費である。

2. ソフトウェアBは当期から制作を開始したのに対して、ソフトウェアAは、前々期（X0年度）から制作を開始していた。ソフトウェアAに関する前々期の費用は次のとおりであった。

研究開発に要した費用：75,000千円、製品マスターの制作費：18,000千円

3. ソフトウェアAについては、前期（X1年度）に製品マスターを完成させ、当期の期首から販売を開始する予定であった。しかし、前期の後半になって急遽、動作環境を変更・追加するための著しい改良を行う必要が生じた。完成に向けて相当以上の技術的困難も伴ったために、1. の費用に加えて8,000千円の追加支出が前期中に発生したが、予定どおり当期の期首から販売を開始した。
4. ソフトウェアBは当期から制作を開始したが、当期の6月中に製品マスターが完成したので、当期7月から販売を開始した。
5. 両ソフトウェアの見込販売数量

	ソフトウェアA	ソフトウェアB
X2年度*	2,000パッケージ	15,300パッケージ
X3年度	1,500パッケージ	5,700パッケージ
X4年度	1,500パッケージ	1,200パッケージ
X5年度	—	300パッケージ

*：X2年度については実際販売数量

1. 54,224 千円 2. 78,133 千円 3. 81,333 千円
 4. 81,424 千円 5. 87,424 千円 6. 98,624 千円

<解説>

(単位：千円)

1. ソフトウェアA

(1) X0年度

研究開発費	75,000	諸口	93,000
ソフトウェア	18,000		

(2) X1年度

研究開発費	78,000	諸口	150,000	=*1
ソフトウェア	72,000			
研究開発費(著しい改良)	8,000	諸口	8,000	

*1：研究開発費 78,000 = 80,000×60% + 20,000×50% + 50,000×40%

(3) X2年度

減価償却費	36,000	ソフトウェア	36,000	=*2
-------	--------	--------	--------	-----

*2：減価償却費 36,000 = (18,000+72,000) × 2,000パッケージ/5,000パッケージ
均等額 30,000 = (18,000+72,000) × 1/3年

2. ソフトウェアB

(1) X2年度

研究開発費	33,200	諸口	60,000	=*3
ソフトウェア	26,800			
減価償却費	18,224	ソフトウェア	18,224	=*4

*3：研究開発費 33,200 = 40,000×60% + 12,000×50% + 8,000×40%

*4：減価償却費 18,224 = 26,800 × 15,300パッケージ/22,500パッケージ
均等額 8,933.3... = 26,800 × 1/3年

∴ 費用合計 87,424 = 研究開発費 33,200 + 減価償却費 36,000 + 18,224

問題22 重要性***

企業結合および事業分離の会計に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(8点)

ア 吸収合併の逆取得において、消滅会社が取得企業となる場合、存続会社の個別財務諸表では、
*** 消滅会社の資産および負債を、企業結合日時点の時価により計上する。

×

「企業結合に関する会計基準」34.

消滅会社が取得企業となる場合、存続会社の個別財務諸表では、当該取得企業（消滅会社）の資産及び負債を合併直前の適正な帳簿価額により計上する。

イ 共同支配企業の形成において、共同支配企業は、共同支配投資企業から移転する資産および
*** 負債を、企業結合日時点の時価により計上する。

×

「企業結合に関する会計基準」38.

共同支配企業の形成において、共同支配企業は、共同支配投資企業から移転する資産及び負債を、移転直前に共同支配投資企業において付されていた適正な帳簿価額により計上する。

ウ 事業分離における分離元企業は、移転した事業に関する投資が清算されたとみる場合、事業
*** 分離日に、移転による受取対価となる財の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を、
○ 移転損益として認識する。

「事業分離等に関する会計基準」10.

(1) 移転した事業に関する投資が清算されたとみる場合には、その事業を分離先企業に移転したことにより受け取った対価となる財の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識するとともに、改めて当該受取対価の時価にて投資を行ったものとする。

エ 事業分離における分離元企業は、現金等の財産のみを受取対価とする事業分離においては、
** 個別財務諸表上の受取対価について、子会社へ事業分離する場合は移転前に付された適正な帳簿価額により計上するが、
○ 関連会社へ事業分離する場合は原則として時価により計上する。

「事業分離等に関する会計基準」14.15.

14. 現金等の財産のみを受取対価とする事業分離において、子会社へ事業分離する場合、分離元企業（親会社）は次の処理を行う。

(1) 個別財務諸表上、共通支配下の取引として、分離元企業が受け取った現金等の財産は、移転前に付された適正な帳簿価額により計上する。この結果、当該価額と移転した事業に係る株主資本相当額との差額は、原則として、移転損益として認識する。

15. 現金等の財産のみを受取対価とする事業分離において、関連会社へ事業分離する場合、分離元企業は次の処理を行う。

(1) 個別財務諸表上、分離元企業が受け取った現金等の財産は、原則として、時価により計上する。この結果、当該時価と移転した事業に係る株主資本相当額との差額は、原則として、移転損益として認識する。

1. アイ
2. アウ
3. アエ
4. イウ
5. イエ
6. ウエ

問題23～28

P社の連結財務諸表作成に関する〈前提条件〉および〔資料Ⅰ〕～〔資料Ⅳ〕に基づき、問題23から問題28に答えなさい。

〈前提条件〉

1. P社、S1社およびS2社（以下「各社」という。）の連結会計年度および事業年度は、3月末日を決算日とする1年である。当年度は、X5年度（X5年4月1日からX6年3月31日）である。
2. 各社の保有する土地に関して、新規取得および売却はなく帳簿価額は各期とも同一である。
3. 各社の保有する資産および負債に関して、土地を除き、時価に重要な変動はない。
4. 各社の資本金の額は每期同一であり、利益剰余金の額の変動は〔資料Ⅳ〕に示す配当金を除き、全て当期純利益を反映したものである。
5. のれんが生じる場合は、発生年度の翌年度から10年間で定額法により償却する。
6. 連結子会社および持分法適用会社の判定は、議決権の保有割合のみによって行う。なお、各社が発行する株式は、すべて議決権付きである。
7. 税効果は考慮しない。
8. 計算結果に端数が生じる場合は、百万円未満を四捨五入する。

〔資料Ⅰ〕各社のX4年度末およびX5年度末の個別貸借対照表

	P社		S1社		S2社	
	X4年度	X5年度	X4年度	X5年度	X4年度	X5年度
<u>資産</u>						
諸資産	57,400	68,400	9,700	10,080	23,500	27,100
土地	18,000	18,000	4,500	4,500	11,000	11,000
資産合計	75,400	86,400	14,200	14,580	34,500	38,100
<u>負債及び純資産</u>						
諸負債	34,200	41,550	4,300	4,600	17,250	19,500
資本金	32,200	32,200	7,700	7,700	12,000	12,000
利益剰余金	9,000	12,650	2,200	2,280	5,250	6,600
負債及び純資産合計	75,400	86,400	14,200	14,580	34,500	38,100

* P社の諸資産の中には、保有する株式が含まれている。また、P社の保有する土地のX5年度末の時価は、18,500百万円であった。

〔資料Ⅱ〕 S1社に関する事項

1. P社は、X1年度末にS1社の発行済株式総数の75%を8,000百万円で取得した。S1社の土地の時価は、X1年度末5,000百万円、X5年度末7,500百万円であった。
2. S1社の利益剰余金は、X1年度末1,400百万円、X3年度末1,900百万円であった。
3. P社は、X4年度末にS1社の発行済株式総数の45%を5,200百万円で売却した。

〔資料Ⅲ〕 S2社に関する事項

1. P社は、X2年度末にS2社の発行済株式総数の30%を4,900百万円で取得した。
この時のS2社の利益剰余金は1,500百万円であった。
2. P社は、X4年度末にS2社の発行済株式総数の40%を9,800百万円で取得した。
3. S2社の土地の時価は、X2年度末12,100百万円、X4年度末11,500百万円であった。
4. S2社の当期純利益は、X3年度1,700百万円、X5年度1,850百万円であった。

〔資料Ⅳ〕 利益剰余金の配当に関する事項

S2社は、X5年度に500百万円の配当を行った。

重要性***

問題23 X3年度の連結貸借対照表における関連会社株式の金額として最も適切なものの番号を一つ選びなさい。(4点)

- | | | | | | |
|----|-----------|----|-----------|----|-----------|
| 1. | 4,848 百万円 | 2. | 4,900 百万円 | 3. | 5,358 百万円 |
| 4. | 5,410 百万円 | 5. | 8,000 百万円 | 6. | 8,215 百万円 |

重要性***

問題24 X4年度の連結損益計算書における段階取得に係る差益の金額として最も適切なものの番号を一つ選びなさい。(4点)

- | | | | | | |
|----|-----------|----|-----------|----|-----------|
| 1. | 1,325 百万円 | 2. | 1,429 百万円 | 3. | 2,450 百万円 |
| 4. | 3,471 百万円 | 5. | 3,575 百万円 | 6. | 6,329 百万円 |

重要性***

問題25 X4年度の連結貸借対照表におけるのれんの金額として最も適切なものの番号を一つ選びなさい。(4点)

- | | | | | | |
|----|-----------|----|-----------|----|-----------|
| 1. | 224 百万円 | 2. | 336 百万円 | 3. | 416 百万円 |
| 4. | 4,725 百万円 | 5. | 4,949 百万円 | 6. | 4,141 百万円 |

重要性**

問題26 X5年度の連結貸借対照表における関連会社株式の金額として最も適切なものの番号を一つ選びなさい。(4点)

- | | | | | | |
|----|-----------|----|-----------|----|-----------|
| 1. | 3,200 百万円 | 2. | 3,336 百万円 | 3. | 4,800 百万円 |
| 4. | 5,016 百万円 | 5. | 5,160 百万円 | 6. | 8,360 百万円 |

重要性***

問題27 X5年度の連結貸借対照表における非支配株主持分の金額として最も適切なものの番号を一つ選びなさい。(4点)

- | | | | | | |
|----|-----------|----|-----------|----|-----------|
| 1. | 5,580 百万円 | 2. | 5,730 百万円 | 3. | 5,880 百万円 |
| 4. | 5,910 百万円 | 5. | 6,030 百万円 | 6. | 8,874 百万円 |

重要性***

問題28 X5年度の連結貸借対照表における土地の金額として最も適切なものの番号を一つ選びなさい。(4点)

- | | | | | | |
|----|------------|----|------------|----|------------|
| 1. | 29,000 百万円 | 2. | 29,500 百万円 | 3. | 30,000 百万円 |
| 4. | 30,100 百万円 | 5. | 30,400 百万円 | 6. | 33,500 百万円 |

<解説>

S1社が連結から持分法への移行、S2社が持分法から連結への移行を論点とする資本連結の問題です。成果連結がないので、連結修正仕訳なども考える必要がなく、タイム・テーブルだけで完答できる内容でした。

重要性 ***

問題23 X3年度の連結貸借対照表における「関連会社株式」の金額

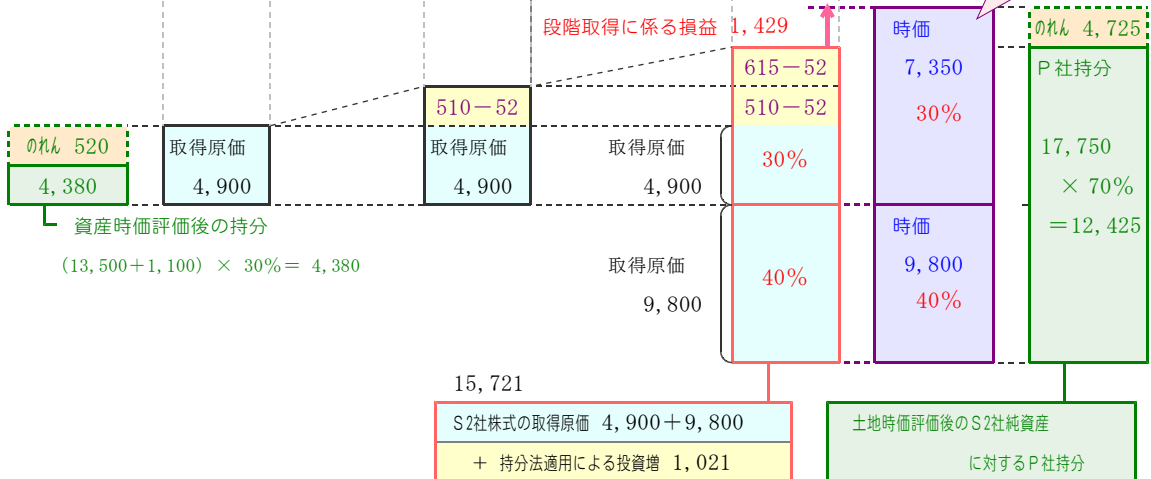
X4年3月末の「関連会社株式」の金額は、S2社に持分法を適用して計算します。

$$S2社株式 = \text{取得原価 } 4,900 + \text{利益剰余金増加額 } 1,700 \times \text{持分比率 } 30\% - \text{のれんの償却 } 52 = 5,358 \text{百万円}$$

1. タイムテーブル (S2社)

	+30%				+40%		
	X3.3/31	×3年度	X4.3/31	×4年度	X5.3/31	×5年度	X6.3/31
資本金	12,000		12,000		12,000		12,000
利益剰余金	1,500	+1,700	3,200	+2,050	5,250	S2利 +1,850	6,600
評価差額	1,100		1,100		500	S2配 △500	500
合計	14,600		16,300		17,750		19,100
P社持分	4,380	←×30%			12,425	←×70%	
S2社株式	4,900				14,700		
のれん	520	償却 △52	468	償却 △52	—	償却 △473	4,252
		利剰増 3,750×30% - の償 52×2 →			持分法適用仕訳		
					1,021		
					1,429		
					S社株式時価		
					17,150		
					のれん		
					4,725		

2. 段階取得に係る損益とのれんの計上



重要性 ***

問題24 X4年度の連結損益計算書における「段階取得に係る差益」の金額

X5年3月末の「段階取得に係る差益」の金額は、S2社のタイムテーブルより、以下のように計算します。

(1) 保有するS2社株式70%分をX5年3月末の時価で評価

$$X5年3月末に取得したS2社株式の取得原価 9,800 \times 70\%/40\% = 17,150 \text{百万円}$$

(2) 持分法を適用したS2社株式のX5年3月末の簿価

$$X3年3月末に取得したS2社株式の取得原価 4,900 + X3\sim X4年度利益剰余金増加額 (5,250 - 1,500) \times 30\% - X3\sim X4年度ののれん償却額 52 \times 2 + X3年3月末に取得したS2社株式の取得原価 9,800 = 15,721 \text{百万円}$$

(3) X5年3月末の「段階取得に係る差益」の金額

$$(1) - (2) = 1,429 \text{百万円}$$

重要性 ***

問題25 X4年度の連結貸借対照表における「のれん」の金額

X5年3月末の「のれん」の金額は、S2社株式を同日に70%取得したものとして計算します。

(1) X5年3月末のS2社株式時価で再評価したS2社株式の取得原価

$$X5年3月末に取得したS2社株式の取得原価 9,800 \times 70\%/40\% = 17,150 \text{百万円}$$

(2) X5年3月末におけるS2社純資産額に対するP社持分

$$\{ \text{資本金 } 12,000 + \text{利益剰余金 } 5,250 + \text{評価差額 } (11,500 - 11,000) \} \times 70\% = 12,425 \text{百万円}$$

(3) X5年3月末の「のれん」の金額

$$(1) - (2) = 4,725 \text{百万円}$$

重要性 **

問題26 X5年度の連結貸借対照表における「関連会社株式」の金額

X6年3月末の「関連会社株式」の金額は、S1社株式をX2年3月末から継続して30%保有していたものとして計算することができます。

1. 取得状況を正確に反映したタイム・テーブル (S1社)

	+75%				△45%		30%
	X2.3/31	X2, X3年度	X4.3/31	X4年度	X5.3/31	X5年度	X6.3/31
資本金	7,700		7,700		7,700		7,700
利益剰余金	1,400	+ 500	1,900	+ 300	2,200	+ 80	2,280
評価差額	500		500		500		500
合計	9,600		10,100		10,400		10,480
P社持分	7,200	← ×75%			△4,680	← ×45%	
S2社株式	8,000				△4,800	← 8,000 × 45/75	
のれん	800	△80 × 2	640	△80	560	× 45/75 = 336 残存224	

2. X2年3月末から継続して30%保有していたと仮定したタイム・テーブル (S1社)

	+30%						30%
	X2.3/31	X2, X3年度	X4.3/31	X4年度	X5.3/31	X5年度	X6.3/31
資本金	7,700		7,700		7,700		7,700
利益剰余金	1,400	+ 500	1,900	+ 300	2,200	+ 80	2,280
評価差額	500		500		500		500
合計	9,600		10,100		10,400		10,480
P社持分	2,880	← ×30%					
S2社株式	3,200	← 8,000 × 30/75					
のれん	320	△32 × 2	256	△32	224	△32	192

$$S1社株式 = \text{取得原価 } 8,000 \times 30/75 + \text{利益剰余金増加額 } (2,280 - 1,400) \times \text{持分比率 } 30\%$$

$$- \text{のれんの償却 } 32 \times 4 \text{年} = 3,336 \text{百万円}$$

重要性 **

問題27 X5年度の連結貸借対照表における「非支配株主持分」の金額

X6年3月末の「非支配株主持分」の金額は、S2社のタイムテーブルから計算できます。

$$\text{非支配株主持分} = \text{X6年3月末にS2社純資産額 } 19,100 \times \text{非支配株主持分比率 } 30\% = 5,730 \text{百万円}$$

1. タイムテーブル (S2社)

	+30%				+40%		70%
	X3.3/31	×3年度	X4.3/31	×4年度	X5.3/31	×5年度	X6.3/31
資本金	12,000		12,000		12,000		12,000
利益剰余金	1,500	+1,700	3,200	+2,050	5,250	S2利 +1,850 S2配 △500	6,600
評価差額	1,100		1,100		500		500
合計	14,600		16,300		17,750		19,100
P社持分	4,380	←×30%			12,425	←×70%	
S2社株式	4,900				14,700		
のれん	520	償却 △52	468	償却 △52	—	償却 △473	4,252
		利剩増 3,750×30% - の償 52×2 →			持分法適用仕訳		
					1,021		
					1,429		
					S社株式時価		
					17,150		
					のれん		
					4,725		

重要性 **

問題28 X5年度の連結貸借対照表における「土地」の金額

連結会計上、持分法適用会社から連結子会社に切り替えたタイミングで、土地の評価替えを行います。

$$\text{P社X6年3月末B/S簿価 } 18,000 + \text{S2社X5年3月末時価 } 11,500 = 29,500 \text{百万円}$$